

かりば

島牧村議会広報

第137号

平成23年

10月



一般質問に答えて

元町神社祭典 8月28日

村長 2期目へ抱負

■人権擁護委員候補者に
推薦 平田敏氏を

■固定資産評価審査委員に
藤井紀隆氏、藤田豊
治氏、右近
仁一氏を再

■教育委員に
花田直美氏
を再任

■副村長に野
崎泰生氏を
再任

主な内容

第3回村議会定例会	
行政報告	2-3
審議した議案 ...	4-5
一般質問	5-12
意見書	12
第3回村議会臨時会	12-13

第3回 定例

会 村議会



平成22年度の各会計決算を審査する平成23年度第3回村議会定例会は9月14日招集されました。会期を15日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告、3人の議員から村政に対する一般質問があり、各会計決算は中田議員を委員長とする決算審査特別委員会を設置、審査を付託し、閉会中の継続調査としました。そのほか、副村長の選任など人事案件6件、各会計補正予算3件、意見案2件、各委員会の閉会中の継続調査3件をそれぞれ原案どおり可決して同日、14日閉会しました。

行政報告

藤澤 克 村長

このたびの8月2日告示の村長選挙に際しましては、無投票で当選の栄に浴し、再び村政を担わせていただくことになりました。

大変光栄に思いますとともに、責務の重大さを改めて痛感いたしているところであります。

議員の皆様をはじめ、村民の皆様方から暖かいご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

今後の村政の推進にあたりましては、村民皆様とともに考え、智慧を出し合い、ともに汗を流し、村への思いと目指す村の姿を共有しながら、自信と誇りをもって「ふるさと島牧の明日を築き、未来を拓く」ため、引き続き、協働による村づくりを進めてまいります所存であります。

厳しい社会経済情勢下ではありますが、人・産業・地域が元気で、小さくともキラリと輝く村づくりを進め、豊かな

な自然と人の温もりのある村を次代に引き継ぐよう、最善の努力をすべく決意を新たにしております。

2期目に臨むにあたりまして、議会をはじめ村民皆様のご指導・ご鞭撻、加えまして、村政執行へのご理解・ご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

台風12号 被害発生状況

村道・林道においては、一部で排水路の詰まりや路面の洗掘などが発生いたしました。が、いずれも小規模でありましたので、順次補修作業を行っているところであります。

なお、折川林道の本目終点側から4キロ地点となります。昨年、折川林道の本目終点側から4キロ地点となります。昨年、折川林道の本目終点側から4キロ地点となります。昨年、折川林道の本目終点側から4キロ地点となります。

時の状況をみて対処して参ります。

また、第二栄浜漁港においては、国有林からの沢水が排水路から溢れるなどして、港内に土砂が流出しましたが、大型土嚢などにより土砂の拡散を防ぐなどの対策を講じたところであります。

農業関連については、特段の被害はありませんでした。

このたびの台風12号は、規模が大きい上に前線との複合的な活動であったため、全国的に大きな被害をもたらしましたが、幸いにも本村では大きな被害もなく、安堵したところではありますが、今後もこのような異常事態にありましては、地域防災計画並びに職員初動マニュアルなどに基づく体制をはじめ、迅速な情報収集と状況把握に努めると共に、住民の安全確保のため、適切な対応策を速やかに講じて参ります事、申し添え報告とさせていただきます。

医師確保対策

村議会第2回定例会におきまして、安全・安心な村民生活の維持・確保のため、今後

は医師招聘方法の一つとして、医療機関との連携についても視野に入れ要請活動を進めてまいりますが、昨今の業務進捗状況についてご報告申し上げます。

最初に現在の状況につきまして、北海道地域医療振興財団からの代診医派遣により医師の確保を図り、診療所を運営しているところであります。

次に、医療機関との連携に係る事務進捗状況についてですが、本村地域医療充実のためにも、早期に医療機関との連携が求められるところではありますが、第一段階として、北海道病院協会及び北海道医師会が事業主体となっており、医師確保の困難な医療機関や医師不足の深刻な地域に医師を派遣する「緊急臨時医師派遣事業」により、医師の確保を図りつつ、医療機関との連携の基礎づくりを行ってまいりたいと考えております。

なお、本事業の適用にあたりましては、現体制との調整や住民周知を図るなど各般にわたって受入体制を整える必

要がありますことから、脇本所長から提言などいただいた、最善の方法により体制整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

生活排水処理施設等整備事業の進捗状況

本年度の設置計画数50基に対して、仮申込みは48基ありましたが、仮見積・現地調査等を行った結果、現在の本申込み設置基数は34基となっております。

これら34基の設置につきましては、9月末を期限として2工区に分けて測量及び実施設計を行っており、今後の予定と致しましては、10月上旬を目処に、村が施工いたします合併処理浄化槽設置工事を発注し、年内の竣工を目指しているところであります。

なお、本年度分34基を設置いたしますと、汚水処理人口普及率は事業実施前の3%に對し3.9%増の6.9%となる見込みであります。

社会イノベーション推進モデル事業

社会イノベーション推進のためのモデル事業につきましては、第2回臨時会において、本村をはじめ喜茂別町、ニセコ町、積丹町の4町村が連携して広域のICT利活用による、遠隔健康相談システム及び高齢者見守りシステムを用いて、住民サービスの向上を目指す事業を推進する旨のご報告をしたところであります。が、去る8月23日、事業推進のため、4町村を構成団体としてICT利活用による「新しい公共」型「地域の安心と活性化」事業協議会を設立いたしました。

事業と致しましては、各町村に遠隔システムを構築し、それぞれの光ネットワークを有効活用して、健康・医療・福祉サービス事業を行うというものであります。事業期間は23・24年度の2カ年、総事業費は4250万円、本年度の事業費は、2400万円1千円を予定いたしております。

本村では、「遠隔健康相談・管理システム」並びに「高齢者見守りシステム」を実施する予定で取り進めており、ICT利活用事業の先例として、本事業の円滑な事業運営を推

進してまいりますのでご理解願います。

指定寄附

1件目の寄附は、去る7月6日、株式会社浅野製作所、代表取締役浅野恵子様より、自社所有地であります宇太平311番1を含む土地67筆、合計約3万1千平方メートルの土地採納願いがあり、8月8日付けで所有権移転登記が終了しましたので、ご報告いたします。

2件目は、去る7月27日、電源開発株式会社が100%出資しております株式会社ジェイウィンド(旧はまなす風力発電株式会社)より、地域振興に役立ててほしいと100万円の指定寄附がありました。

株式会社ジェイウィンドは、昨平成22年に「はまなす風力発電株式会社」から事業が継承され、平成12年島牧ウィンドファーム竣工時から今回で12回目、合計1200万円のご寄附をいただいております。深く感謝するとともに、寄附の意思に叶うよう、地域振興基金に積立ていたしました。

委員会構成が変わりました 村議会における、常任委員会及び議会運営委員会の委員任期(2年)が9月29日で満了するため、各委員会の委員を次のとおり選任しました。

総務社会常任委員会 (6人)		産業建設常任委員会 (6人)	
委員長	後藤 諭	委員長	濱野勝男
副委員長	佐藤清司	副委員長	高島紀彦
委員	高島紀彦	委員	佐藤清司
委員	瀬戸川豊	委員	瀬戸川豊
委員	中田仁史	委員	中田仁史
委員	佐藤伴則	委員	長尾文裕

議会運営委員会 (5人)	
委員長	高島紀彦
副委員長	中田仁史
委員	佐藤清司
委員	濱野勝男
委員	後藤 諭

今後の地域振興のために有効活用させていただくことに致しましたので、報告します。

議案 した 審議

決算認定

▼平成22年度各会計歳入歳出
決算の認定

全議員による決算審査特別
委員会を設置し、これに審査
を付託して閉会中の継続調査
(後日調査)とすることになり
ました。

委員長 中田仁史
副委員長 後藤 諭

報告

▼平成22年度健全化判断比率
及び資金不足比率の報告
地方公共団体財政健全化法
の規定により監査委員の意見
を付して報告。いずれの比率
についても基準をクリアーし
ていました。

▼株式会社アパローネの経営
状況の報告

村出資額が同社資本金総額
の2分の1を超えるため、地
方自治法の規定により報告。

平成22年度 健全化判断比率・資金不足比率

自治体の財政状況をチェックするため、財政健全化法では指標を設定し、それぞれに基準を定めています。当
村は5項目いずれも基準以内で健全性を維持しています。また、健全化判断比率のうち1項目でも基準を超える
と、「要注意」段階と見なされ、「早期健全化計画」を策定し、財政再建に取組まなければなりません。

項 目	内 容	比 率		早期健全化基準	備 考
		平成22年度	平成21年度		
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	15%	黒字の場合は「—」 で表示
	連結実質赤字比率	—	—	20%	黒字の場合は「—」 で表示
	実質公債費比率	8.9%	11.1%	25%	
	将来負担比率	3.3%	26.4%	350%	
資金不足比率	簡易水道会計の事業規模に対する資金の不足額の比率	—	—	経営健全化基準 20%	資金不足の無い場合 は「—」で表示

道の駅「よってけ!島牧」
の運営体制を見直し、夏の繁
忙期は休まず営業、冬の閑散
期はレストラン部門を休業す
ることとし、イベント等の開
催を進める。

▼島牧村国民保護計画の一部
変更の報告
武力攻撃事態等から国民を
保護することを目的とし、「国
民保護法」の規定により作成
された本計画を国の基本指針
の変更等に伴い一部を変更す
る。

人事案件

▼副村長の選任
現副村長野崎泰生氏の再任。

◎賛成多数で原案同意

▼教育委員の任命

現委員花田直美氏の再任。

◎全員賛成で原案同意

▼固定資産評価審査委員の選
任

現委員藤井紀隆氏、藤田豊
治氏、右近仁一氏の再任。

◎全員賛成で原案同意

▼人権擁護委員候補者の推薦

平田 敏氏の推薦。
◎全員賛成で原案同意

補正予算

▼専決処分の承認・一般会計
補正予算(第4号)

歳入

村道賀老通線災害復旧事業
(繰越事業)国庫負担金101
万円追加ほか。

歳出

村道賀老通線災害復旧事業
(繰越事業)工事請負費108
万円追加。

歳入・歳出ともに108万
円追加し、予算総額22億79
82万円とする。

◎全員賛成で原案承認

▼一般会計補正予算(第5号)

歳入

普通交付税2769万円追
加、指定寄附金110万円追
加、財政調整基金繰入金49
8万円追加、臨時財政対策債
2994万円減額ほか。

歳出

住民基本台帳システム等改
修費550万円追加、老人福
祉施設措置費225万円追加
広域消防一部事務組合負担金
205万円追加ほか。

一般質問

藤澤村長
2期目の抱負についての質問でございますが、先ほどの挨拶の中でも若干述べさせていただきましたが、「ふる



長尾文裕 議員

2期目の抱負

問

8月にめでたく無投票で2期目の当選をはたされましたが、改めて4年間の村政に臨む村長の抱負をお伺い致します。

さと島牧の明日を築き、未来を拓くため、協働による村づくりを進め、厳しい社会経済情勢下ではありますが人・産業・地域が元気で、小さくともキラリと輝く村づくりに邁進して参る所存でございます。

そのためには、1期目就任早々に策定いたしました、第4次島牧村総合計画をいかに実行していくかに尽きると考えております。

計画策定時には想定し得なかった3・11東日本大震災の発生により、先行きの不透明

感や新たな課題も起きました。が、総合計画における村づくりの理念と目指す村の姿は何ら変わらないと確信いたしております。

平成21年度から25年度までの5カ年間にわたる、総合計画前期推進計画の目標23項目

歳入・歳出ともに740万円追加し、予算総額22億8722万円とする。
◎全員賛成で原案可決
▼簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
歳入
一般会計繰入金37万円減額。
歳出
維持補修資材50万円追加、江ノ島地区配水管布設替工事143万円減額、歌島地区消火栓移設工事56万円追加。

歳入・歳出ともに37万円減額し、予算総額7988万円とする。
◎全員賛成で原案可決
▼閉会中の継続調査
総務社会常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。



その他

一般質問

第3回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。
今回の質問者は3名で、その全文を掲載しました。

長尾 文裕 議員

2期目の抱負

瀬戸川 豊 議員

防災・災害対策

後藤 論 議員

①風力発電誘致

②避難訓練及び

防災計画の見直し

長尾議員

今、第4次総合計画云々というお話がありましたけれども、それは確かに前期・後期に分けての総合計画は総合計画でありますけれども、以前から感じていた部分について、今まで整備できなかった、また、改めて更新で整備という項目がほとんどであって、前向きな戦略的な施策と云いますか、政策と言いますか、やはりこの島牧に人が住み続けていけるような、そういう施策が改めて必要じゃないのかなと。

現状の村の状態を考えれば、本当に村に残れる人しか、ということとは、既存の状況でしか生き残れない人しか住めない状況じゃないのかなと。

そうじゃなくて、これから確かに日本国内においては少子高齢化、我が村にとっても過疎化、人口減少という、そのスピードを少しでも和らげる、島牧村という村が道内外から注目されるような施策、そういう戦略的なことも必要じゃないのかなと私は考えるのですけれども、具体的なことは別としても、やはりこの島牧を維持して残していくために

は、今までにない戦略的な構想も必要じゃないのかなと思うのですけれども、村長の考えは如何でしょうか。

藤澤村長



▲2期目へ抱負を述べる藤澤村長

過去における第3次までの総合計画の反省的な部分というのは、ご質問者のご指摘の部分というのは多々あるかと思えます。

そういった意味合いからい

たしましても第4次総合計画、これに対する時にも実質的に実行可能なものである計画づくり、それと基本的な計画の考え方、いわゆる構想部分から理念等に至る部分のところにつきましては、これはやはり総合計画というのは、私はその地域にとってのグランドデザインであるというふうに考えているところでございます。

それと村政執行者自身が行うこと、考え方に齟齬が生じるということとは、大きな問題になっていくのではないかなという基本的な考え方を持っています。

そのことともう1つ、ただ今、再質問の中にございました戦略的政策という言葉を使っている、より積極的な、これから実行していくための政策を求められたところでござ

います。今、今いる者だけのためにという部分のみならず、これからこの地域がどう発展していくかということも含めての総合的な計画であるというふうに私は思っております。

その実施方法等々において、いわゆる具体的な前期計画の中で示されている項目に、事業名等々合わないものが発生した場合には、当然、それはそれで総合計画の実施計画の中に組み入れながら、やはり行っていくかなければならないというふうに考えますし、場合によっては、総合計画の中には入りきれていない事業も、必要に応じては時代の変化の中で起こり得るというふうにも考えております。

いわゆる計画の見直し、ローリングというような言葉をよく使いますが、そういうことも十分起こり得るというふうには認識いたしております。

先ほども申し述べさせていただきましたが、3・11東日本大震災の発生によりまして、当時の計画を立てた状況とは非常に異なる部分というのは多々発生しているのも事実で

ございます。そういったことも踏まえながら、また、村が最終的には事業を実施していくための財政的な問題等も抱えております。

そういったこと等も勘案いたしながら、ご質問者の言われる戦略的政策、人が住んでいくために、また、内外から注目されるために新たな人口移入と言いますか、そういったもの等も含めて先細り化ではなく、維持から拡大へとというような、発展的な考え方に沿った政策展開というものも十分に検討しながら進めて参りたいというふうに考えますので、ご理解賜りたいと思います。

長尾議員

具体的にはちょっと無理なかもしれませんが、私が見ているのは村が持っている財産・権利、ということは村有地だったり、例えば水利権だったり、今、地球規模的に災害は発生する。この3・11の問題もそうですけれども、水利権はほとんど村が持っているわけだと思っております。伏流水と言いますか、島牧

防災・災害対策

の水の質の良さというものも改めて私自身分かった部分もあるのですけれども、それらただ今は眺めているだけであって、やはり島牧ならではの

の島牧が持っているものをもう一步進展させて、私が考える戦略的な政策に組み込めないのかなと私は思っているのですよね。

だから、この財産・権利というものを最大限活かす方法を、今、2期目に当選されたばかりですので実現できるかどうかは別としても、改めて

そういうことをじっくり考えて、村長が言われる本当にキラリと光る、小さくても島牧村ってという、村内に住む人をはじめ村外からも注目され

るような村づくりを改めて考えてほしいなとこれをお願いします。以上で私の質問を終わります。



瀬戸川 豊 議員

問

島牧村の防災・災害対策について、速やかな対応と処置を講じている事と思いますが、近年予想を超える災害が生じている事をふまえ、村の対策・対応について、伺います。

藤澤村長

本村の防災体制や災害時における対策・対応についてのご質問かと存じますが、本村の非常時における防災体制といたしましては、平成5年に策定いたしました「島牧村地域防災計画」を国や道などの防災計画との整合性や関連性を持たせるために昨年度全面改正したところでございまして、大規模な災害が発生した場合、または発生が予想される場合などには災害対策本部

を設置し、庁内各課相互の連携強化を図り災害応急対策に全力を挙げて対処し、被害の拡大防止と被災者の救援・救助に努めて参る組織体制であると認識いたしております。

また、災害時における対策・対応に関しましては、昨年度の地域防災計画の改正に併せまして「避難勧告等の判断・伝送マニュアル」や「職員初動マニュアル」なども作成し、本年6月には全職員を対象とした研修会なども実施しております、災害発生等が予想される際は全職員がより効率的・効果的な対応を図れるよう体制整備を進めております。

なお、3・11東日本大震災を踏まえまして、道では沿岸81市町村すべてにおいて、津波避難計画を策定するための作業を進めており、本村もこれに併せて計画策定を進めて参りますが、この度の大震災から汲取る教訓といたしましては、私は津波の危険性を

知った場合は、とにかく迅速に高台に避難していただくことに尽きると考えておりますので、そのことを村民に啓発し続けることが何よりも肝要であろうと思っております。災害に対しては自治体の責務として、万全の体制整備を図ることは基本でござい

ますが、村民お一人一人が常に災害に備えて準備し、万が一の場合の自主的避難の方法などを心がけることができるように村民に對しまして、より一層の情報提供をすることなどについて取り組んで参りたいと思っておりますので、何卒ご理解賜りたいと存じます。

瀬戸川議員
今、村長のほうから丁寧に対策・対応についての説明をいただきました。私も思うのですけれども、島牧村の地域防災計画というのは極めて組織的且つ体系的

に一般災害或いは地震災害等を含めて、その対策を非常にきめ細かく対応できるように作成されております。

しかしながら、これを確実、的確に進めるためには、今、村長のほうからお話がありましたけれども、対応するためには確実に人を動かす必要が差し迫ってきます。

マニュアルの中に書かれていることは極めていいんですけれども、問題はそのマニュアルに沿って人がいかに動けるかということが非常に大事になってきます。いつ災害が起こっても、また、災害の避難勧告、避難指

示どおりに動けるようにしておかなければ、いくらきちんとしたこういうマニュアル等を作成しても、なかなか意味は成さないのではないかなと思います。

例えば、各村内避難路等あります。また、避難場所等ありますけれども、現状においては地域地域の中で春、夏、秋に関して言えば、結構草がボウボウ生えていて避難しようにも避難通路が分からないくらい生えている箇所があります。

それから冬期間においては、

除雪できるところは定期的な除雪ということも当然、必要になってくるかと思えます。

また、避難勧告等、うしお通信等で放送を流しますけれども、流された時に今月初旬の場合は避難準備ということでの放送が流れたようなんですけれども、やはり年配の方は避難しなければならぬと思っ

た対応するよう書かれております。きちっと体系的に書かれておりますけれども、これをただ文言として書き記すだけではなくして、迅速に人的な対応がとれるそういうものを考えて速やかに処置すべきというふうに私は考えるのですが、その点についてお伺い

したいと思えます。

藤澤村長

防災計画ができあがっても、一つはそれに基づく実質的な行動ができるかできないか、それは日頃の研修であったり、また、訓練等による部分、これはやはりこれからも続けていこうというふうに考えているところでございます。

次に大きな問題として、それに基づく住民の皆さんが、例えば、避難勧告等、場合によつては避難指示ということも起こり得るかもしれないが、そういった場合に特に高齢の方、また、体に障がい等



▲避難場所に指定されている旧歌島校グラウンド

がある方、いわゆる一人暮らしの方、家族などいらっしゃる方の場合、自分自身で動くことと言いますか、行動すること自体がなかなかままならない現実、これらに対する対応がどうあるのかと。

正直言いまして具体的な対応策というものは、まだ今のところ完全に構築化はされてはおりません。

ただ、基本的な考え方としては、まず自助の部分、自らがの部分、次にくる共助の部分、共に、これはご家族含めての共助の部分というものが

ございますが、次にご家族のいらっしゃる一人暮らしの方等につきまして、やはりご近所の方等の協力というものも必要になってくるかと思

います。そして、なかなかそれすらもままならない場合、いわゆる公助としての在り方というものも場合によっては必要になるかと思えます。

緊急時に短時間の中でどこまで具体的にできるか、基本的には共助の部分に頼らざるを得ない部分というのが非常に大きいのではないかなと思

います。

それにいたしましても、やはり普段からそういう組織的な動きなり様々なものをきちんと構築しておかないと、いざという時にはなかなか機能できないのかなというふうに思っているところでございます。

それらの具体的な実践的なこれからの在り方というもの、私は大きな課題だなというふうに考えているところでございます。

今、こういうものができあがっているということとはちょっとお示しできませんけれども、これからの大きな課題として捉えていることを申し述べさせていただきます、答弁とさせていただきます。

瀬戸川議員

非常に真摯に受け止めていただいて有難いと思えます。

災害の地域防災計画の中に、職員の災害時の初動対応等述べられております。

やはりその中には随所に出てくるのですけれども、村民の生命、身体、保護というものを第一に考えて、そして対応するんだということになっ



後 藤 論 議員

風力発電誘致

問

脱原発が叫ばれているところですが、太陽光、風力、バイオ発電等、各地域で誘致の話がありますが、現事業者は増設の計画がありますか、又、現在風力試験をしておられる業者は、その後の予定はどのようなようになっていますか、村長は誘致のお考えはおありですか、伺います。

一般質問

ております。

また、救助救出計画の中でも、高齢者、障がい者等の救護方法等について述べられております。

ただ、述べられているのですけれども、私が気になるのは随所に出てくる言葉が、「努めること」「検討しておく」という文言が非常に多いんですよ。

非常に私はその部分が気になるまして、立派なマニュアルを組織的に体系的に作っているのですけれども、言葉の最後には「努めること」というのが多いです。それから今言う「検討しておく」で止まっている部分があるんですね。

今の救助救出計画の中においても、高齢者、障がい者等の救護方法、財産云々については「検討しておく」という

文言で止まっている部分がありあるんですよ、全部じゃないですよ。

これは「検討しておく」で留めるんじゃないでして、さらにこれを一歩前進させるような形で発揮してもらいたい。先ほど言った人的な行動、対応によって発揮してもらいたいということがあります。

また、今お話があったように避難が困難な人については、地域の方々に近所の方々に協力を要請する。それがなかなか上手くいかなければ、公的な機関というふうな話がありましたけれども、やはりこれは私思うのですけれど、公的な機関とは社協であったりとか、或いは福祉課のほうだとか、或いは地区会その他が連携をして、何か災害があった時の避難困難者に対する情

報の共有というものが当然、私は必要になってくると思うのです。その情報の共有をしっかりとして今後やってもらいたいということを強く思います。

それと先ほどお話した定期的な避難所の草刈等、頻繁にやらなくてもいいんですけれども、多く茂る時期はきっちりやってもらう、それから除雪できる部分はしてもらいたい、そういうことをきっちり今後とも、村側としてその対応に努める方向で進めていってもらいたいと思います。村長の答弁はよろしいです。お願いしたいと思います。

藤澤村長

ちょっと1点だけ、答弁要らないということだったのですけれども、先ほどの「努め

ること」とか、「検討」等のそのへんの問題なのですけれども、ご理解いただきたいのは先ほども一部ちょっと触れましたけれども、発生した状況による場面というのが多々あります。

例えば、今回の3・11のようないくつかある場合を想定した時というのは、果たして共助、公助と言ってもどこまでできるのかと。

向こうの地方の言葉で「てんでんこ」でしたか、人のことはさておいて、まず自分自身がきちんと高い所に逃げるとか、一度上がったら戻ることは本来しては駄目だとか、色んな言伝えから実際にその時の対処の方法として述べられております。

あそこまでの極端な災害でない場合、例えば、昨年起き

ました7月29日のあのような場合、ああいう場合でも実際に道路等が車等も行けなく通行止めとなってしまう、また、さらには実質的、物理的に行けなくなってしまうような場合等々もございます。行きたくても行けない、様々な想定がされる部分がございます。

ただ、基本的には職員等は住民の救援救助のために努めなければならぬのだということを書いてあるのでありまして、決して消極的な意味合いではないという部分だけのご理解賜りたいというふうに思います。

ほかの部分につきましてはこれからの十分参考とさせていただきますながら、検討させていただきたいと思います。

藤澤村長

風力発電施設の誘致に關しまして大きく3点についてのご質問でございますが、まず最初に1点目の現施設の増設計画についてでございますが、これにつきましては「島牧ウインドファーム」の運営事業者でございます電源開発株式会社から100%の出資により、まず株式会社ジェイウインドによりまして、「現施設の増設計画については現行の系統容量」、これは送電線のことなんですけれども、「余裕がないため、現段階においての増設は難しいことから、現行の電力供給契約が終了いたします平成28年度に施設更新の可能性について検討したい」とのことでございます。

私といたしましては、昨今の風力発電施設は大型化しておりまして、1基当り2000kw以上のものが主流になっておりますことなどを考え併せると、大型風車2基程度に集約するなど、稼働効率を高めて発電施設の継続設置をするよう要請して参りたいと考えているところでございます。

現在あるのが6基で450

0kwの状況ですので、2000kwクラスが2基あれば、4000kwは確保できるといような状況にございます。

次に2点目のご質問でございますが、現在月越地区で風況調査を行っている業者の今後の予定についてでございますが、風況調査を実施しております日本風力開発株式会社では、風況調査を終えた後、将来的には2000kw規模の発電施設を20〜25基、4万〜5万kwの風力発電施設の建設を計画しているところでございます。

事業化の時期につきましては北海道電力株式会社が定めております風力発電連系可能量、いわゆる買い取り上限枠36万kwの動向と買い取り単価により判断したいところでございます。

また、日本風力開発株式会社につきましては安定した電力供給のため、蓄電池併設風力発電及びIT技術により電気の需要と供給のバランスをとる、次世代送電網といわれておりますスマートグリッドの技術を有しておりますことから、北海道電力の買い取り上限枠36万kwの制限を受け

ずに事業化する可能性があることも想定しているところでございます。

なお、月越地区における風況調査についてであります。平成21年12月及び平成22年7月に調査用観測機器を設置し、それぞれ調査期間を3年間といたしまして観測が始まっております。

おります。

中間報告では、風力発電施設の建設に適した平均風速毎秒7メートル前後の結果が得られているとのことでございます。

最後に3点目の風力発電施設誘致に關する村の考え方についてでございますが、私は



▲風力発電が行われている「島牧ウインドファーム」、月越地区

建設用地としての恵まれた立地条件を活用して、蓄電池併設風力発電やスマートグリッドなどの最新技術による施設整備が早期に行われるよう、事業者であります日本風力開発株式会社に對し、積極的に支援を行って参りたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、北海道電力が独自に定めた風力発電の買い取り上限枠36万kwが既に満杯であるとの理由により、先般可決されました「再生エネルギー特別措置法」の例外規定に基づき、新規の買い取りを拒んでいることが風力発電事業推進の隘路となっておりまして、同じく風力発電事業を誘致するべく活動を行っております自治体とともに、今後、買い取り枠の拡大及び買い取り単価の増額などを求めまして、国及び関係機関に對し強く働きかけて参る所存でございますことを申し添え答弁とさせていただきます。

後藤議員

今、考え方については前向きということなのですけれど

も、色んな経済新聞等にも出ておりますけれども、これらのエネルギーは今の原発の状況からすれば、やはり北電もそう言いながらも送電線を太く改良して、広く自然エネルギーに頼らざるを得ないのではないのかというのが大方の見方だと思います。

今のスマートとか蓄電方式というのは、やはり安定した電源の供給が得られるということから島牧でも十分可能なので、色んな分野で誘致のためには村長が日夜努力していただきたいものと思います。

を選定しております。日本海沿岸南部地域ではモデル市町村が積丹町となっております。選定して道が全面協力しながら計画策定作業を進める運びとなっております。

必要であると認識しており、防災行政に係る充実強化を図りつつ、何よりも代え難い村民の命を災害から守るための村政を進めて参る所存でございますので、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

後藤議員

先ほどの前任者の質問と同じになりますけれども、災害と言いましても豪雨災害とか色んな災害については、今の気象等の発達によりまして事前に雨の量とか、風の力というのはいたい予測できて備えることができますけれども、やはり津波、地震というのは到底今の科学では、いつ何時というのは定かではない部分があります。

いくら防潮堤ができたと言えども、その範囲内で済めば全然問題ないですけれども、最近は想定外と言われる言葉の中で全然今まで予想もしていなかったという部分が多々あると思います。

というわけではないですから、やはりそのへんの対応策というのは1回訓練をしてみてもどこにどういう足りないものがあるのか、また、今後考えていかなければならないものがあるのかというのを踏まえながら訓練をするのが一番先だと思います。

避難訓練及び防災計画の見直し

後藤 論 議員

問

この3月、防災計画を作成し、近くパンフレットも出来ると聞いておりますが南西沖地震、東日本大震災の教訓から高台へ避難するのが鉄則ですが、裏山は斜面がきつく、特に冬期間は困難だと思いますが、避難訓練等を行い、課題を洗い直した方が良いと思いますが、お考えを伺います。

藤澤村長

先ほどの瀬戸川議員さんへの答弁と一部重複いたしますが、「島牧村地域防災計画」につきましては国や道などの防災計画との整合性や関連性を持たせるために昨年度全面

改正したところでございますが、3・11東日本大震災を踏まえまして、道では平成24年度中に沿岸81市町村すべてにおいて津波避難計画を策定すべく、現在道内の津波予報区6地域においてモデル市町村

を要であるとの考え方から、ワークシヨップを実施し地域住民の声を取り込んで計画策定を図るべきとされておりまして、これらは実際に実施していきますと、ただ今ご質問者の意図されたことと相容れることになろうかと考えるところでございますので、今後それらを踏まえたくえで計画策定作業を進めて参りたいというふうに考えております。

また、近年は道内においてもゲリラ的な豪雨が発生するなど、気候変動の影響によりまして自然災害の発生する可能性が非常に高くなってきていると捉えているところでございます。

私は村長として2期目の新たな政策課題の1つとして、3・11東日本大震災からの教訓による防災対策の見直し

があります。

ということ、特に若い方であればどんな場面でも行動が早くできるし問題はないと思いますけれども、先ほど言いましたように、体に障がいのある方、特に高齢者である大変な方については、先ほど村長は1回避難したものをまた帰るといっては不可能だと言っけれども、その間に10分、15分という、すぐ津波がくる

は大丈夫かなという所は何点か知っていますけれども、やはり各地域にここは海抜何メートルぐらいですよという標識ぐらいは付けておいたほうが、島牧の人のみならず観光に來ている方々でも参考になると思いますので、ぜひそのへんも検討しながら今後の防災計画等に役立てていただければと思います。

藤澤村長

先ほどの話の中で誤解を受けると思われる津波等に対して1回逃げた場合、また戻るとは駄目という方、また今主流的に言われている考え方を述べさせていただきます。

当然、その時の津波の到達までの時間の問題ですとか、そういうことによって様々な対応の違いというのは起こり得るとはもちろん認識いたしております。

もう1つ確かに津波や地震に対する予測度というのは、まだまだ非常に低い部分がございますし、本村の南西沖地震後完成いたしました防潮堤につきましても最高い所で8メートルほどかと思いが、場所によっては7メートル、6メートルという箇所もございます。

それに対して、それを上回る津波等が3・11東日本大震災では発生している事実がございます。

そういうことでいけば、質問者のご指摘のとおり、本

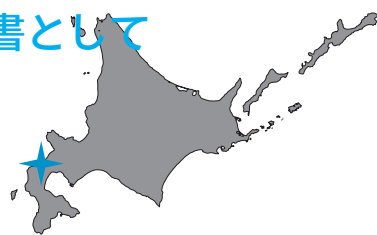
村必ずしも防潮堤に頼る部分ではないという事実もございます。

それらのことを踏まえて、それぞれの地域における標高等の表示、また、防潮堤等の高さ表示等も住民にもっときちんとして、また村外から来られた方達にも分かりやすくすべきではないのかという点につきまして、これにつきまして検討させていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今回の3・11東日本大震災というのは本当に我々の想定を超えた現実が起きたということと、先ほどから申し上げておりますとおり、道といたしましては道内の沿岸部81市町村すべてに対しての対策をこれから練っていくと。実際にそこに住む方達との協議、ワークショップ等も開きながら、その対応を図っていくということになっております。

そのへんの様々なワークショップ等の中で、また新たなご意見等も多々出てくるのではないのかと思いますし、避難場所や避難経路等の問題についても事細やかなご意見等も多々出てくるのではない

住民の思い、議会の意思を意見書として 意見書を提出



次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。
なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。

● 軽油引取税等に関する意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法等の改正により、一般財源化され、道路目的税から普通税になったことに伴い、免税制度が大きく変更されたが、農林漁業における軽油引取税については、法改正後も、平成24年3月31日まで課税免除の措置が継続されている。

しかし、廃止されれば、今後の農林漁業経営に甚大な影響を与えるものと懸念される。また、制度の継続は、食料自給率を向上させる観点からも有効であり、強く望まれるものである。

よって、国および北海道に対し、農林漁業に使用する軽油の軽油引取税の免税措置存続などを求めるものです。

● 日本海海域におけるサクラマス資源造成に関する意見書

日本海海域、後志支庁管内のサクラマス生産は、昭和63年度をピークに年々減少し、今年度はかろうじて100トンの漁獲である。

減少の主たる原因は、河川改修、ダム建設による自然産卵床の消滅が考えらる。

このような悪環境ではあるが、管内さけます資源対策協議会では、森尻別試験池の池産系卵を譲り受け、稚魚を生産し放流に取り組んでいる。

しかし北海道は、種卵の供給元である森尻別試験池を平成25年度をもって終了する計画を打ち出している。

よって、北海道に対し、次のことを求めるものです。

- 1 サクラマスが自然産卵できる河床の整備、河川環境の改善と既設治水ダムのスリット化を早急を実施すること。
- 2 種卵の安定供給のため、森尻別試験池を継続させること。
- 3 遡上系に移行した場合、親魚確保のためのウライ設置、捕獲、採卵、その経費は北海道が全額費用負担をすること。

第3回 臨時会

平成23年第3回臨時会は、7月28日招集され、村長の行政報告のあと、医師の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正、一般会計補正予算など、議案3件を原案どおり可決し、同日閉会しました。

行政報告

藤澤 克 村長

山本医師の退職

本件につきましては、事案の重要性に鑑み、7月4日付をもちまして文書にてご報告申し上げたところであります。平成22年1月6日から3年

契約で、島牧診療所の嘱託医師として、住民の健康管理に携わっていただいております。山本医師から、去る6月24日付をもちまして、「一身上の都合により7月末をもって退職したい」との申し出がございました。



▲一般会計補正予算審議状況、担当課長による補正内容の説明

山本医師に對しましては、村民の健康管理のためには、常勤医師2名体制の確保が必要でありますことから、強く慰留を行つたところでありますが、退職意志が固く止む無く慰留を断念した次第であります。このたびの事態につきましては、山本医師から診療所運営体制の見直しにつ

いての提案に対し、医療上の合意・進展が得られなかったことに起因するものと考えております。

安全・安心な村民生活の確保のため、常勤医師の確保は欠かすことのできないことでありますことから、退職意向を受けた後、早々の6月28日には佐藤議会議長の同行もいただき、北海道医療振興財団及び北海道医師会などの医療関係機関に対し、要請活動を行ったところ、当面は代診医の確保ができたところであります。

医療機関との提携も視野

さて、今後における本村の医療体制についてであります。医療制度改革の歪により地方における医師確保は益々難しくなっており、医師個々への招聘活動では限度があると思われま

活動を進めて参りますことを申し添え、医師退職についての報告とさせていただきます。

審議した案

条例改正

▼医師の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正

島牧診療所医師が定める勤務日数を越えて勤務したとき、1日につき10万円を超えない範囲で附加勤務手当を支給する。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼一般会計補正予算(第3号)

歳入

減債基金繰入1982万円

歳出

追加。

医師附加勤務手当340万円追加、代診医手当・旅費173万円追加ほか。

歳入・歳出ともに1982万円追加し、予算総額22億7874万円とする。

◎全員賛成で原案可決

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

歳入

一般会計繰入金84万円追加。

歳出

消火栓移設工事84万円追加。歳入・歳出ともに84万円追加し、予算総額8026万円とする。

◎全員賛成で原案可決

ツユクサ 露草



[7月]

- 1日 岩内・寿都地方消防組合議会（岩内町 高島議員）
- 5日 町村議会議員研修会（札幌市 佐藤議長ほか）
- 6日 泊原子力発電所視察（泊村 佐藤議長ほか）
- 10日 参議院議員徳永エリ政治活動一周年記念パーティー（札幌市 佐藤議長）
- 11日 例月出納検査
- 12日 後志町村議会議員パークゴルフ大会（寿都町 佐藤議長ほか）
- 13日 町村議会新任議員研修会（札幌市 佐藤清司議員）
- 16日 連合後志地域協議会20周年記念祝賀会（小樽市 佐藤議長）
- 19日 道路整備予算確保及び高規格幹線道路整備促進中央要望（東京都 佐藤議長）
- 25日 後志町村議会議長会泊原子力発電所視察（泊村 佐藤議長）
- 28日 第3回村議会臨時会

[8月]

- 1日 参議院議員長谷川岳政経セミナー（札幌市 佐藤議長）
- 8日 中村裕之北海道議会文教常任委員長を励ます会（余市町 佐藤議長）
- 23日 後志広域連合議会（倶知安町 佐藤議長）
- 24日 後志町村議会議員研修会（黒松内町 佐藤議長ほか）
- 25日 例月出納検査、決算審査、財政健全化審査

[9月]

- 1・2日 後志広域連合議会議員視察研修（奈井江町、富良野市 佐藤議長）
- 7日 議会運営委員会
- 8日 敬老会（おあしす 佐藤議長ほか）
自民党北海道第四選挙区支部移動政調会（倶知安町 佐藤議長）
- 14日 第3回村議会定例会、議会議員会臨時総会
- 17日 新党大地・鈴木宗男 北海道セミナー（札幌市 佐藤議長）
- 20日 例月出納検査
自衛隊行進訓練夕食会（豊浜会館 佐藤議長）
- 25日 村民大運動会（山村広場 佐藤議長ほか）
- 30日 後志広域連合議会臨時会（倶知安町 佐藤議長）



気軽に
議会を傍聴してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。
（3月・6月・9月・12月）

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで（電話75-6274）

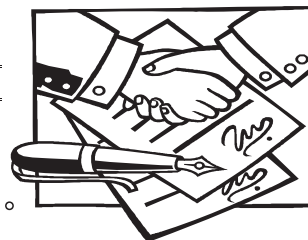
後編
記集

議内容、一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。

■議会広報「かりば」137号をお届けします。本号では、第3回定例会の審

つながるレター

切手を貼らずに郵便ポストに投函してください。平成24年3月31日まで使用できます。



お寄せいただいたご意見・ご提案は、議会活動、村の政策に活かします。

聞かせて下さい!! 「村づくりに思うこと」

「議会は一体何をやっているのかわからない」、「我々住民の声が届いていない」など、住民の方から村議会に対するご意見をお聞きすることがあります。

本来、村づくりは、住民、村、議会の三つの力で進めていくべきだと思います。

島牧村議会では、住民の皆様から日頃考えているご意見や提案などをお寄せいただき、村政に反映させ、住民の皆様にも村づくりに参加していただきたいと思っています。

お寄せいただいたご意見や提案は、すべて私たち議員が読ませていただき、必要に応じて回答を差し上げ、議会活動に活用させていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見などは、プライバシーに配慮し、内容の要旨のみを議会広報誌「かりば」で公表させていただく場合がありますのでご了承願います。

島 牧 村 議 会

料金受取人払郵便

俱知安支店
承認

56

差出有効期限
平成24年3月
31日迄

(切手を貼らずに
投函ください。)

島牧村字泊83番地

島牧村役場

島 牧 村 議 会 行



0480690

のりしろ

のりしろ

のりしろ

ファックスで、この面に住所・氏名・電話番号などをご記入のうえ、送信くださっても結構です。(24時間受付)

島牧村議会へ

ご意見・ご提案

ご住所 〒

島牧村字

年令

性別

職業

回答

このご意見やご提案を議会広報「かりば」に匿名として、掲載してもよろしいでしょうか。

議会広報「かりば」に掲載して

よい・しない

This image shows a full page of white paper with ten horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.